

新旧対照表

○快適トイレの設置に関する特記仕様書

新	旧
<p>(設置に要する費用) 第4条 省略</p> <p>2 前項の規定により計上する費用は、1基当たり <u>51,000円/月</u>を上限とし、男女別で1基ずつの2基まで計上できるものとする。ただし、使用する快適トイレが男女別一体型の場合は、これを2基とみなす。</p>	<p>(設置に要する費用) 第4条 省略</p> <p>2 前項の規定により計上する費用は、1基当たり <u>45,000円/月</u>を上限とし、男女別で1基ずつの2基まで計上できるものとする。ただし、使用する快適トイレが男女別一体型の場合は、これを2基とみなす。</p>